

茨城県長寿福祉課広報媒体広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県長寿福祉課が発行する広報媒体等へ掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における広報媒体とは、広報紙、本(グラフ誌を含む。)、パンフレット、リーフレット、ポスター及びこれらに類する印刷物並びにインターネット及び広報ビデオ等の映像物をいう。

(広告の範囲)

第3条 課の広報媒体に掲載する広告は、行政広報としての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、次の事項に該当するものは取り扱わないものとする。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義主張
- (3) 個人の氏名広告
- (4) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (5) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (6) その他、第5条第1項に定める委員会が適当でないとしたもの。

(広告の選定順位)

第4条 課は、広告主の選定に当たっては、次の順序に従って行うよう努めるものとする。

- (1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性の高いもの
- (3) 地場産業や県産品その他県内の観光関連産業及び多数の県民が利用できる文化、スポーツ、レクリエーション施設等、県内産業の活性化と県政の振興並びに県のイメージアップを図るにふさわしいもの
- (4) その他、第3条の規定の範囲内にあるもの

(広報媒体運営委員会)

第5条 課が発行する広報媒体へ掲載する広告についての適正な運営を図るため、広報媒体運営委員会(以下「委員会」という。)を長寿福祉課内に設ける。

2 委員会は、広告の選定について審議する。

3 委員会は次に定める者をもって構成し、会議は必要に応じて開催する。

- (1) 長寿福祉課長
- (2) 介護保険室長
- (3) 桜の郷整備推進室長
- (4) 課長補佐(総括)
- (5) 室長補佐(総括)
- (6) 長寿福祉課長が指名する職にある者

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項については、別に定める。

付則

この要綱は、平成 21 年 9 月 29 日から施行する。